

🌸 うめきた2期開発について

2024年夏に先行まちびらきをめざすうめきた2期区域では、『「みどり」と「イノベーション」の融合拠点』をまちづくりの目標に掲げ、“世界の人々を惹きつける比類なき魅力を備えた「みどり」と、新たな国際競争力を獲得し、世界をリードする「イノベーション」を生み出す都市機能との融合拠点の形成”をめざしています。

🌸 うめきた2期の都市公園について

うめきた2期のまちづくりと一体的に整備される都市公園は、多くの人々が訪れ、交流し、新たなまちの活力や賑わいが生まれる場となるとともに、都心に育まれた豊かな自然を通じて、人々が潤いや安らぎを感じる場となることが期待されます。

また、災害時の避難場所として安全安心なまちづくりにも資するなど、さまざまな顔を持ち、まちと一緒に成長する”みどり”となることが期待されています。

まちと一体的に整備される都市公園の整備内容は、2018年7月に決定された、うめきた2期区域開発事業者の提案内容をもとに検討する予定です。



🌸 この募金は、ふるさと寄附金制度の対象となります

ふるさと寄附金制度とは、寄附金を支払った年分の所得税および翌年度分の個人税・府民税から、支払った寄附金額に応じて一定額を控除する制度です。



🌸 概要

大阪市は、うめきた2期のまちづくり方針にある”比類なき魅力を備えたみどり”の実現に向け、その中心となる4.5ヘクタールの都市公園に、うめきたのまちにふさわしい素敵な”みどり”の空間を、多くの皆さまとともに「つくり・育てる」ために「うめきたみどり募金」に取り組んでいます。大阪の都心に育まれる素敵な”みどり”づくりにご賛同頂き、多くの皆さまのご支援をお願い申し上げます。

寄附を頂いたみなさまの思いは、うめきた2期区域のまちと一体的に整備される都市公園の一部エリアにおいて、末永くみなさんに愛され親しまれるみどりの空間を整備し、管理運営することで形にしていまいります。

10万円以上寄附された方は、寄附いただいた方のご意向を踏まえ、お名前の残し方など顕彰方法について今後検討いたします。いただいた寄附金は、都市公園の事業計画を踏まえ、広くうめきたのみどりに活用させていただく場合がありますので予め御了承ください。

🌿 寄附金税額控除を受けるための手続きについて

所得税の確定申告を行う場合

確定申告を行うには、大阪市建設局公園緑化部調整課(うめきたみどり募金担当)からお送りする寄附金の受領書が必要となります。寄附金の受領書は大切に保管してください。1月1日～12月31日に支払った寄附金について、翌年に確定申告を行うことにより、寄附金(税額)控除の適用を受けることができます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合

本特例制度の利用を希望される場合は、大阪市建設局公園緑化部調整課(うめきたみどり募金担当)から「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を送付させていただきます。申請書にマイナンバー法に基づく本人確認のために必要な書類を添付のうえ、大阪市あて申請していただく必要があります。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度について
確定申告が不要な給与所得者等について、1年間のふるさと納税先が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金税額控除を受けられる特例制度です。

🌿 寄附金額にあわせて住民税等が減額されます

年収500万円の給与所得者が配偶者と子ども2人(大学生・高校生)を扶養している場合



※確定申告を行う場合は所得税と住民税、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用する場合は住民税から減額されます。

お問合せ先 詳しくはお住まいの市区町村までお問合せください。大阪市内にお住まいの方は、1月1日にお住まいの区を担当する大阪市市税事務所市民税等グループまでお問合せください。

梅田 市税事務所 ☎06-4797-2953 《担当する区》 北区・西淀川区・淀川区 東淀川区	京橋 市税事務所 ☎06-4801-2953 《担当する区》 都島区・旭区・鶴見区 城東区	弁天町 市税事務所 ☎06-4395-2953 《担当する区》 福島区・此花区・西区 港区・大正区	なんば 市税事務所 ☎06-4397-2953 《担当する区》 中央区・天王寺区・浪速区 東成区・生野区	あべの 市税事務所 ☎06-4396-2953 《担当する区》 阿倍野区・住之江区・住吉区 東住吉区・平野区・西成区
--	--	--	---	---

寄附によるお礼の品について

大阪市では、1回のお申込みで、1万円以上の寄附をいただいた大阪市内在住の個人の方に「大阪市立ミュージアム御招待証」を贈呈しています。(大阪市内在住の方は対象外となりますのでご注意ください。)なお、10万円以上の寄附をいただいたすべての方に「市長感謝状」を贈呈しています。